

令和元年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和元年度独立行政法人農畜産業振興機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）機構における平成30年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は448件、契約金額は249億円である。このうち、競争性のある契約は322件（71.9%）、245億円（98.6%）、競争性のない随意契約は126件（28.1%）、4億円（1.4%）となっている。

前年度と比較して、競争性のない随意契約の割合は、件数、金額ともに増加している（件数は7.3ポイントの増、金額は0.6ポイントの増）が、これは、主に環太平洋パートナーシップ（TPP11）協定の発効に伴う制度改正により、業務システムの追加改修業務等、特に相手先が限定される契約を行う必要が生じたことによるものである。

表1 平成30年度の機構の調達全体像（単位：件、億円）

	平成29年度		平成30年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(56.3%) 219	(98.7%) 228	(68.3%) 306	(98.4%) 245	(39.7%) 87	(7.4%) 17
企画競争・公募等	(22.9%) 89	(0.5%) 1	(3.6%) 16	(0.2%) 1	(△82.0) △73	(△52.8%) △1
競争性のある契約（小計）	(79.2%) 308	(99.2%) 229	(71.9%) 322	(98.6%) 245	(4.5%) 14	(7.1%) 16
競争性のない随意契約	(20.8%) 81	(0.8%) 2	(28.1%) 126	(1.4%) 4	(55.6%) 45	(90.8%) 2
合計	(100.0%) 389	(100.0%) 231	(100.0%) 448	(100.0%) 249	(15.2%) 59	(7.7%) 18

（注1）計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）比較増△減の（ ）書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

（2）機構における平成30年度の一者応札・応募の状況は、表2のとおりであり、契約件数は46件（14.3%）、契約金額は5億円（2.2%）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は、件数は増加したものの、金額は減少している（件数は2.6ポイントの増、金額は2.3ポイントの減）。件数の増加は、TPP11協定の発効に伴う制度改正等により業務システムの追加改修業務が増加する中で、これらの業務における品質確保の観点から総合

評価落札方式の採用を推進したことによるものであり、金額の減少は、乳製品輸入業務委託の入札に係る一者応札が減少したことによるものである。

表2 平成30年度の機構の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成29年度	平成30年度	比較増△減
2者以上	件数	272 (88.3%)	276 (85.7%)	4 (1.5%)
	金額	219 (95.5%)	240 (97.8%)	21 (9.7%)
1者以下	件数	36 (11.7%)	46 (14.3%)	10 (27.7%)
	金額	10 (4.5%)	5 (2.2%)	△5 (△48.2%)
合計	件数	308 (100.0%)	322 (100.0%)	14 (4.5%)
	金額	229 (100.0%)	245 (100.0%)	16 (7.1%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争入札（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、平成30年度の対29年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状を踏まえ、真に競争性のある契約の拡大に向けて、下記の取組みの実施に努める。

(1) 一者応札の解消

競争入札における一者応札の解消に向けて、これまで、入札時期の前倒し、公告期間の延長、IT技術支援者から助言を得たうえでのシステム仕様書等の開示、調達情報のメルマガ配信や機構ホームページでの今後の入札予定の掲載のほか、各部に一者応札解消に取り組む専任担当者の設置、専任担当者を集めた会議等を通じた周知徹底及び優良事例の情報共有、前年度に一者応札となったものと同様の内容の入札を行う場合における一者応札解消チーム（ヘッド：経理部長）による仕様書の改善に係る点検等を行い、競争参加者の増加に向けた取組みを行ってきたところである。

併せて、一者応札となった入札に参加しなかった者に対するアンケート調査を実施し、その結果について、回答者の機密に関連するものを除き、原則として四半期に1回イントラに掲載し、機構内で情報共有を行うことにより、一者応札の回避に役立てることができた。

令和元年度においても、これらの取組みを引き続き実施する。

(2) 競争入札の拡大

① これまでも競争入札の拡大に向けて、機構内に設置された随意契約等審

査委員会による審査、総合評価落札方式の導入及び外部の有識者等で構成する契約監視委員会による点検・審議等に取り組んでいるところであるが、入札の競争性の確保を徹底し、随意契約は真にやむを得ないものに限定するとの方針を引き続き徹底する。

- ② 仕様要件を満たす者が一者に限られると考えられるために契約相手先を特定して随意契約を行おうとする場合においても、原則として他の供給者の入札参加意思の有無を確認する参加確認型公募を実施する取組みを引き続き行う。
- ③ 総合評価落札方式及び企画競争による調達を行う際の入札等の審査において、中立性、公正性をより一層、確保するため、技術提案書等について、入札参加者の名称等（担当者やその所属、ロゴマークなど入札参加者の名称や氏名が事実上分かるものを含む。）にマスキング（墨塗り等で伏せること。）を行い審査する取組みを引き続き行う。

（3）その他

内閣府が定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日）による要請に基づき、総合評価落札方式及び企画競争による調達を行うときは、国の取組み内容に準拠し、法令に基づく認定（えるぼし認定、くるみん認定、ユースエール認定）を受けた企業等を加点評価する基準を設定する取組みを実施しており、令和元年度においても、引き続き実施する。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

（1）随意契約に関する審査体制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に随意契約等審査委員会（委員長は経理担当理事）に付議し、契約事務細則に定める「随意契約によることができる事由」に合致しているか否か、また、より競争性のある調達手続が採用できないかどうかの観点から点検を行うとともに、随意契約による場合にも価格の妥当性が十分に確保されるようにすることとする。

併せて、参加確認型公募の実施の要否についても点検を行うこととする。

【随意契約等審査委員会への諮問件数等】

- ・平成 29 年度：170 件（うち競争性のある契約へ移行した件数 89 件）
- ・平成 30 年度：133 件（うち競争性のある契約へ移行した件数 7 件）

（2）適正な契約事務の徹底のための取組

職員に対して、契約事務に関する規程、過去における不適切な契約事例、個人情報取り扱い等契約事務に関する研修を引き続き実施し、調達等に対する周知を着実に実施する。

また、入札・契約の適正な実施を推進するため、監事に対して、毎月、所定の様式により各部の契約状況を報告するとともに、定期監事監査において入札・契約のチェックを受ける。

さらに、契約監視委員会の審議結果について理事長に報告するとともに、随意契約等審査委員会の審査結果を含む契約全体の状況等について四半期ごとに理事長及び監事に報告し、点検・確認を受けることとしている。

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告した上で、主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 随意契約等審査委員会の活用

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を委員長とする随意契約等審査委員会を活用することとする。

委員長	経理担当理事
メンバー	総務部長、経理部長、経理部考査役及び総務課長

(2) 契約監視委員会による審議

契約監視委員会は、本調達等合理化計画の策定・改定及び自己点検を行うとともに、①競争性のない随意契約について、随意契約とした事由が妥当か、及び一般競争入札等への移行ができないか、②一般競争入札等による場合であっても真に競争性が確保されているといえるか、③一者応札となっている案件について改善方策が適当か等を審議することとされている。

また、締結された契約についての改善状況のフォローアップを行い、その概要を公表することとしている。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、機構のホームページにて公表するものとする。